

## 新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した世帯への就学援助のご案内

熊本市では、経済的理由などで小中学生の就学に困っている御家庭を対象に、給食費などの就学のために必要な費用の一部を援助しています。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により就労ができなかった方、失業や休業で給与収入が激減している方、又は自営業の方で売上げが激減した方など、家計が急変して経済的にお困りの方はまず学校にご相談ください。

### 1 就学援助の主な申請の対象となる方

- (1) 生活保護が廃止又は停止になった方
- (2) 市県民税が非課税の方
- (3) 国民年金の掛金の減免等を受けている方
- (4) 児童扶養手当を受けている方
- (5) その他経済的に困っている方

### 2 申請について

就学援助は、通常、所得のわかる源泉徴収票や確定申告書の写しをご提出いただき、前年の所得で認定かどうかを判断しています。

しかし、前年の所得が多い方でも、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、現在、経済的にお困りの方もいらっしゃると思います。そういった方については、前年の所得ではなく、直近の収入状況などを勘案し援助できることがあります（直近の収入状況から判断し、令和2年度（2020年度）の就学援助所得基準額以下である必要があります）ので相談して下さい。なお、令和2年度の申請結果において「非該当」と認定された世帯でも「家計が急変した世帯」として申請できます。ただし、令和2年度「就学援助該当者」の方については、改めて申請する必要はありませんのでご注意ください。

### 3 申請方法

お子様の通学している各小中学校に申請書等を提出してください。

申請書等は、熊本市役所ホームページからもダウンロードできます。検索方法は、**【熊本市役所→学び・観光・スポーツ→教育・学校・青少年・若者→教育・学校の手続き→就学援助】**

#### 4 申請に必要な書類

- (1) 就学援助申請書 (必須)
- (2) 令和2年度(2020年度)就学援助申請理由書 (必須)
- (3) 所得が著しく減少(家計急変)したことを証明する書類(収入のある方全員)
  - ① 直近3か月(収入のある方全員)の給与明細及び前年同月の給与明細  
(ない場合は通帳の写しでも可)又は(別紙)給与証明書
  - ② 辞令書又は退職証明書
  - ③ 売上げの減少などにより収入が減少したことを証明する書類など
  - ④ 雇用保険受給資格者証(第1面から第4面まで)の写し

※ ①は必須 ②から④までは証明する書類のある方
- (4) 児童扶養手当を受けている方は受給証書の写し(ない場合は通帳の写しでも可)
- (5) 年金収入がある方
  - ① 公的年金の源泉徴収票の写し(ない場合は証明書の写しでも可)
  - ② 遺族年金・障害年金等の非課税年金の場合は振込通知書の写し

#### 5 申請期限

随時申請可能です。

※ 申請のあった日からの援助開始となります。

#### 6 ご注意

この度の申請は、新型コロナウイルス感染症の影響による家計が急変した世帯への就学援助のご案内となります。次年度以降については、従前の申請方法と同様の予定です。

#### 【問合せ先】

お子様の通学している各小・中学校  
又は熊本市教育委員会 指導課 学校支援班  
096-328-2716